

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		学校施設の開放に伴う当該施設の利用許可
根拠法令及び条項		【新座市立学校施設の開放に関する規則第7条第1項】 登録団体は、開放施設を利用しようとするときは、次に掲げる申請期日及び利用期間により新座市立学校施設利用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
所管部課係名		教育総務部教育総務課総務係
審査基準	関係条項	なし
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 ①開放施設を利用できる団体は既に教育委員会に団体登録をしていること及び②開放施設の利用日は当該開放施設である学校の学校長も含めた運営委員会で決定されるものであることから、開放施設の利用に係る申請が提出されたときに、その申請を許可をしないことは想定しにくい。ため。 事実今まで申請を許可しなかったことはない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年5月9日設定(平成 年 月 日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 教育総務課に申請書を提出したとき 3日 各学校に申請書を提出したとき 6日
標準処理期間	設定等年月日	平成13年5月9日設定(平成 年 月 日最終変更)